

事 務 連 絡
令和 2 年 12 月 28 日

各
〔都道府県知事
指定都市市長
中核市市長〕殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

税制改正に伴う児童福祉法施行令等及び児童福祉法施行規則等の一部改正に係る
留意事項について

令和 2 年 12 月 24 日付けで公布した「健康保険法施行令等の一部を改正する政令」（令和 2 年政令第 381 号。以下「改正政令」という。）及び本日付けで公布した「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 2 年厚生労働省令第 212 号。以下「改正省令」という。）等の内容については、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令の公布について（通知）」（令和 2 年 12 月 24 日付け府子本第 1149 号・健発 1224 第 1 号・子発 1224 第 2 号・障発 1224 第 2 号・老発 1224 第 4 号・保発 1224 第 6 号内閣府子ども・子育て本部統括官・厚生労働省健康局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局長・厚生労働省保険局長連名通知）及び「児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）」（令和 2 年 12 月 28 日付け健発 1228 第 2 号・子発 1228 第 1 号・障発 1228 第 3 号・老発 1228 第 1 号厚生労働省健康局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局長連名通知）等でお示しし、令和 3 年 7 月 1 日から適用することとしています。

今般、改正政令及び改正省令等により、

- ・ 給与所得控除額及び公的年金等控除額の 10 万円引下げに伴う基礎控除額の 10 万円引上げによる意図しない影響や不利益が生じないようにするため、障害児通所支援等における負担上限月額の見直し方法が変更され、また、
- ・ 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）におけるひとり親控除制度の新設に伴い、平成 30 年 9 月より講じてきた未婚のひとり親へのみなし適用が意味をなさなくなることから、寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定が削除される

こととなります。

については、改正政令及び改正省令等における留意事項は下記のとおりですので、運用に当たり遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）、関係者等に対し適切な周知を図っていただきますよう、お願いします。

記

第1 対象制度

- 1 給与所得控除額及び公的年金等控除額の10万円引下げに伴い負担上限月額
の算定方法が変更される制度
 - ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の29第2項に規定する
当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で
定める額
（関連法令） 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「児福令」
という。）第25条の13
 - ② 児童福祉法第24条の20第2項第1号に規定する当該入所給付決定保護者
の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 児福令第27条の13
 - ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17
年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第58条第3項第1号
に規定する当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事
情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律施行令（平成18年政令第10号。以下「障害者総合支援法施
行令」という。）第35条
 - ④ 障害者総合支援法第70条第2項又は第71条第2項において準用する第58
条第3項第1号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力、障害の
状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 障害者総合支援法施行令第42条の4
- 2 ひとり親控除制度の新設に伴い寡婦（夫）控除のみなし適用が削除される制
度
 - ① 児童福祉法第21条の5の3第2項第2号に規定する当該通所給付決定保
護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 児福令第24条
 - ② 児童福祉法第21条の5の4第3項に規定する特例障害児通所給付費の額
（関連法令） 児福令第25条の2
 - ③ 児童福祉法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療費の
額
（関連法令） 児福令第25条の13第1項
 - ④ 児童福祉法第24条の2第2項第2号に規定する当該入所給付決定保護者
の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
（関連法令） 児福令第27条の2

- ⑤ 児童福祉法第 24 条の 20 第 2 項第 1 号に規定する同一の月に受けた障害児入所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から政令で定める額を控除して得た額
(関連法令) 児福令第 27 条の 13 第 1 項
- ⑥ 障害者総合支援法第 29 条第 3 項第 2 号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 17 条
- ⑦ 障害者総合支援法第 30 条第 3 項に規定する特例介護給付又は特例訓練等給付費の額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 19 条
- ⑧ 障害者総合支援法第 54 条第 1 項の政令で定める基準
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 29 条第 1 項
- ⑨ 障害者総合支援法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 35 条
- ⑩ 障害者総合支援法第 70 条第 2 項又は第 71 条第 2 項において準用する第 58 条第 3 項第 1 号に規定する療養介護医療費又は基準該当療養介護医療費の額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 42 条の 4
- ⑪ 障害者総合支援法第 76 条第 1 項ただし書の政令で定める基準及び同条第 2 項に規定する補装具費の額
(関連法令) 障害者総合支援法施行令第 43 条の 2 第 2 項及び同令第 43 条の 3
- ⑫ 障害者総合支援法第 54 条第 1 項の政令で定める基準の経過的特例
(関連法令) 障害者総合支援法施行令附則第 12 条
- ⑬ 障害者総合支援法第 58 条第 3 項第 1 号の当該支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態その他の事情をしん酌して政令で定める額の経過的特例
(関連法令) 障害者総合支援法施行令附則第 13 条第 2 項
- ⑭ 障害児施設徴収金の基準額
(関連通知) 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付要綱について (平成 19 年 12 月 18 日厚生労働省発障第 1218002 号)
- ⑮ やむを得ない事由により措置を行った場合の利用者負担の額
(関連通知) やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて (平成 18 年 11 月 17 日障障発第 1117002 号)
- ⑯ やむを得ない事由により措置 (障害児通所支援) を行った場合の利用者負

担の額

(関連通知) やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年6月25日障障発0625第1号)

⑰ 措置入院に係る費用の徴収額

(関連通知) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、結核予防法による命令入所患者等の自己負担額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号)

第2 留意事項

1 第1の1の①、②及び④並びに2の①～⑦、⑩、⑪及び⑭～⑰について

(1) 第1の1の①、②及び④の負担上限月額の見直しについて

給与所得控除額が10万円引き下げられることにより、障害児通所支援等の負担上限月額の算定において、給与所得がある者については給与所得が最大10万円増加し、合計所得金額も増加することになる。

これにより、従前と異なる所得区分に該当する可能性があることから、その影響を遮断するため、公的年金等所得を控除した合計所得金額の算定に当たっては、所得金額調整控除(※)の適用の有無に応じて以下のとおり対応されたい。

(※) その年の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額(以下「給与所得控除後の給与等の金額」という。)及び公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額(以下「公的年金等に係る雑所得の金額」という。)がある居住者で、その合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(給与所得控除後の給与等の金額が10万円を超える場合には、10万円)及び公的年金等に係る雑所得の金額(公的年金等に係る雑所得の金額が10万円を超える場合には、10万円)の合計額から10万円を控除した残額が給与所得の金額から控除される。

○ 所得金額調整控除の適用がない場合

所得金額調整控除の適用がない場合、給与所得控除の10万円引下げに伴い、給与所得が最大で10万円増加するため、合計所得金額が10万円増加する。そのため、給与所得控除の見直しの影響が生じないように、合計所得金額における給与所得の計算に当たり10万円を控除する。なお、当該控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする。

(例) 税制改正前で給与所得控除後の給与所得が75万円で、その他に所得がないケース

負担上限月額の計算における所得

$$\begin{aligned} &= 75万 + 10万(給与所得控除の引下げ分) \\ &\quad - 10万(給与所得控除引下げに対する調整) \end{aligned}$$

○ 所得金額調整控除の適用がある場合

所得金額調整控除の適用がある場合、給与所得は所得金額調整控除の額を減じた額となる。これを踏まえ、控除見直しの影響が生じないように、所得金額調整控除の適用がある場合の給与所得の計算に当たっては、所得金額調整控除を行う前の給与所得の額から10万円を控除する。なお、当該控除後の額が0円を下回る場合は、0円とする。

(例) 税制改正前で給与所得控除後の給与所得が16万円で、公的年金等に係る雑所得が0万円（公的年金等収入を65万円とする）、その他の所得がないケース

負担上限月額の計算における所得

$$\begin{aligned} &= 26 \text{万} (\text{給与所得控除の引下げ分を加味した上で、所得金額調整控除を行う前の金額}) \\ &\quad - 10 \text{万} (\text{給与所得控除引下げに対する調整}) \\ &\quad + 65 \text{万} \end{aligned}$$

(2) 第1の2の①～⑦、⑩、⑪及び⑭～⑰について

ひとり親控除に係る規定については、令和3年7月以後に行われる障害児通所支援等について適用し、同年6月以前に行われる障害児通所支援等についてはなお従前の例による。この場合において、同年6月以前の負担上限月額の算定に当たっては、関係法令又は関係通知の寡婦（夫）控除のみなし適用に係る規定中「地方税法」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の地方税法」と読み替えて適用するものとする。

なお、第1の2の⑭関連通知については、現時点で改正通知を発出していないが、令和2年度中に別途発出する予定であるので、上記と同様に取り扱われたい。

2 指定自立支援医療（第1の1の③並びに2の⑧、⑨、⑫及び⑬）について

(1) 第1の1の③の負担上限月額の算定方法の見直しについて
第2の1の(1)と同様に対応されたい。

(2) 第1の2の⑧、⑨、⑫及び⑬について

第2の1の(2)と同様に対応されたい。なお、障害者又は障害児の保護者であって、かつ、寡婦（夫）又は未婚のひとり親である者のうち、改正政令及び改正省令等により控除額が変更するものについては、当該障害者又は障害児の保護者からの支給認定の変更の申請又は職権により、令和3年7月1日から適切な負担上限月額が設定されるように対応されたい。